

防災基本問題の検討課題に対する論点、意見等

平成 1 3 年 1 2 月

1 . 防災対策における官民の果たすべき役割及び地域の防災対応力のあり方について

(1) 「自助」「共助」「公助」のあり方

まず「公助」ありきではなく、「自助」及び「共助」の重要性を再確認した上で、それらの取り組みを強化していくべきではないか。

「自助」又は「共助」を促進させるために、地域住民が積極的に防災に対する識見を高めることが重要であり、行政は平時から防災に関する知識・教育を体系的に地域住民に提供する仕組みを構築することが必要。

従来行政が行ってきた防災施策や災害時の対策の一部(例えば防災上の監視活動の民間委託、水・食糧等の備蓄など)を民間に委ねていくことも考えるべきではないか。

(2) 地域全体の防災対応力の強化

それぞれの地域において住民、自主防災組織、ボランティア等と行政が連携を図り、防災対応力を強化する必要がある、あわせて常日頃から連携の実態を確認することが重要。

地域の防災施策の実効性及び地域住民の防災意識の向上を図るために、防災計画等の策定段階において地域の住民が参加する機会を積極的に設けるべきではないか。

(3)大規模災害時等における公権と私権の調整

大規模災害時等において、国民の生命、財産を守るため必要であれば、国や地方公共団体は私権制限（ヘリコプターの飛行規制、交通規制、警戒区域内の立ち入り禁止等）も躊躇せずに行うべき。

防災上必要な場合には、私権が制限される場合があり得ることを日頃から広く国民に周知し、理解を得るべき。

「防災の日」等の場合には、住民も多少不都合なことがあっても甘受の上、国民の義務として大規模訓練等に協力すべき。

警戒区域への立ち入り禁止等により経済的被害等をうけた場合については行政が支援すべきではないか。

(4)企業防災活動

企業は「自助」の観点から、社員等の安全確保対策を一層推進するべき。

企業は「共助」の観点から、周辺地域の住民との防災対策の連携強化に努めるべき。

企業が自身の社会的役割を積極的に果たすよう、行政が支援策を講じるべきではないか。

(5)的確な災害情報の共有

防災に関する専門家の情報を一般国民等の非専門家が正確に理解できるよう、わかりやすい情報発信が必要。

マスコミ等を適切に活用し、災害時の情報共有化の推進が必要。特に情報発信対策を専門に扱う部署を設けてもいいのではないか。

災害弱者に関する情報の共有も推進するべきではないか。

2. 災害対策における国と地方の役割分担及び連携のあり方について

(1) 国と地方の役割分担のあり方について

災害に一次的に対処することとなる市町村については、その責務も大きいことから、現行制度の権限を適切に行使するとともに、防災対策を推進する上で必要な権限の強化が必要。

通常の防災対策は、一次的に市町村対応でよいが、市町村では対応できない態様の災害発災時には都道府県が、都道府県で対応できないものは国が率先して対応できるような仕組みを更に充実するため、必要な施策を講じるべき。

火山活動や豪雨、又はテロのおそれ等により、市町村や都道府県の対応を越える広域的な災害発生の危険性が懸念される場合がある。

このように、いまだ災害は発生していないものの大災害発生のおそれがある場合には、国が積極的に地方公共団体の応急対策の支援を行う必要があり、また東海地震の場合は大規模地震対策特別措置法に基づき地震発生のおそれがある段階から地震災害警戒本部を設置できること等も踏まえ、必要な法制度を整備すべきではないか。

市町村や都道府県それぞれの地域の枠を越える広域的な災害発生の場合でも、可能な限り地方公共団体の連携で対応するため、地方公共団体は近隣市町村や都道府県間の防災に対する施策を相互に調整し、連携した定期的な実践訓練の実施強化に努めるべき。

(2)関係機関相互の連携のあり方について

地方公共団体の相互応援や、消防、警察等、実働部隊の広域応援体制の強化が図られてきたところであるが、更に装備の充実、訓練の強化等により体制を強化し、実働力を高めるべきである。

防災関係機関の各々の取組みが災害時に全体として効果的に機能するため、関係機関の情報の共有が必要。

発災直後には応援のため各機関の多数のヘリコプターが飛来することが予想されるが、情報収集、救急搬送、救助活動、輸送物資等の役割分担を都道府県知事等が調整して決定する仕組みが必要。

発災直後における被害状況の早期把握と情報共有を強化し、国と地方が適切な連携の下に応急対策を推進すべき。地方公共団体、消防、警察、自衛隊その他関係各機関による応急活動を総合調整してプライオリティを付けていく災害対策専門の組織を国に常設するべきではないか。

大都市圏特に首都圏における大規模、広域災害に対応すべく、地方公共団体の広域連合組織を立ち上げるべきではないか。

大規模災害についても、現行の緊急災害対策本部や非常災害対策本部において、災害応急対策等の総合調整を行い、政府一体として対処できる仕組みとなっていることから、米国のF E M A（連邦緊急事態管理庁）のような常設組織を作る必要はないのではないか。

3 . 防災・危機管理に関する人材育成について

政府、地方公共団体や国民全体の防災・危機管理への対応力強化に向け、官民双方で防災・危機管理に関する人材育成を図る必要がある。

防災・危機管理に関する専門知識を職員が組織的、属人的に蓄積できるような人事ローテーションの工夫が必要。

国・地方を通じた防災・危機管理担当者間の人事交流を体系的に図る仕組みを検討すべき。

防災・危機管理関係職員が個人生活に制約を加えられていることを踏まえ、交代勤務制など処遇改善方策を検討するとともに、人員確保への一層の取り組みが必要。

防災・危機管理部門に新たに配属された職員を対象に一定期間集中的に研修を行う方法を検討すべき。

地方公共団体の首長等に対して、防災・危機管理に関する指揮官としての識見を身につけてもらう仕組みを構築すべき。

防災・危機管理の専門知識を持つ人材の育成は、地方公共団体独自では困難な面があり、これを支援するため国においても総合的な人材育成プログラムを作るなど、研修体制を充実させるべきである。

図上訓練を含めた実践的な訓練・演習を一層実施するとともに、訓練後にマニュアル等の見直しを図り、不断の点検を行うべき。

地域の安全力を高めるため、行政のみならず地域住民に対する防災面の教育を行い、地域の安全性の理解を高めることが必要。

防災に関する資格制度をつくり、官民の区別無く、有資格者の組織内での配置を義務付けるべきではないか。また、行政や企業の職員の資格取得を促進する方策を講じるべきではないか。